

(参考4) 我が国におけるFISIMの対象範囲

FISIMの対象範囲として、我が国独自の扱いとしている範囲と理由

(1) FISIMを産出する金融機関の範囲

<S123の定義>

「資金仲介にあたり、金融資産・負債を自らが保有することでリスクを負担し、流動性やリスク等の面で資金の性格を変換することができる」機関。そのうち、保険会社・年金基金については、S125とする。

	SNAにおける金融機関の分類	我が国のSNA における金融機関の分類	帰属利子対象	FISIM対象
S121	中央銀行	中央銀行	○	×
S122	その他の預金取扱機関	その他の預金取扱機関	○	○
S123	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関（含む 証券会社）	○	○
S124	金融補助機関	金融補助機関（除く 証券会社）	○	×
S125	保険会社・年金基金	保険会社・年金基金	×	×

○証券会社をS123(FISIM対象)に分類

①経緯

当初、93SNAでは証券会社は金融補助機関であるため、FISIMの対象外と考えられていた。その後我が国の証券会社の実情は特別の機能を果たしているとして金融仲介機関に格付けFISIM対象とすべきとの指摘があった。その後の委員会でも証券会社は含めるべきとの意見が出たことから、検討を重ねた結果、第7回勘定体系委員会（平成11年4月23日）において、我が国では、証券会社をその他の金融仲介機関に含め、FISIMの計測対象に含めることとなった。

②S123(その他の金融仲介機関)に分類する理由

- 1) 証券会社は93SNAにおいて、ブローキング業務が主であるとの視点から金融補助機関に分類されている。しかしながら、以下の理由により、我が国においては、証券会社をその他金融仲介機関に格付けしFISIMを産出するとしている。
- 2) 我が国においては、証券会社が資金を調達し、投資家に対して投資資金を実質的に貸付している形の取引である「信用取引」が普及しており(自らリスクを負担し、資金の性格を返還させている)、上記<S123の定義>に該当すると考えられること。
- 3) 証券会社が自己勘定によるディーリング業務やアンダーライティング業務も行っていること。
なお、日本銀行の資金循環統計でも、同様の考え方により証券会社を同じ分類に含めている。

(2) FISIMを産出する金融商品の範囲

<定義>

- 1) EUROSTATにおいて、FISIMの産出については、「その利子率を金融仲介機関がコントロールすることのできる貸付や預金という金融仲介サービスを営むことにより発生している」としている(EUROSTAT会議録No.448/98)。
- 2) このため、FISIMを産出する金融商品の定義を「直接金融市場で取り扱われておらず、金融仲介機関を通してサービスが提供されており、間接的にサービス料を徴収する余地があるもの(=直接の手数料を徴収していない)」としている。

⇒ 従って、市場で発行される証券はその金利がマーケットで決定され、間接的にサービス料を徴収できる余地はないことから(預金および貸付は利子率をコントロールし、間接的にサービス料を徴収できる)、FISIMの対象とはならない。

①経緯

- 1) 基本的には、FISIMを産出する資金の範囲は預金と貸付金に限定されるが、我が国特有の事情を考慮し、「金融債」および「私募債」をFISIM対象商品とすることを検討している。第3回分配・財政委員会(平成9年3月)において、我が国の実体を考えて長信銀の金融債を含めるべきとの意見があった。第4回生産・支出委員会(平成9年10月)において、金融債に加えて私募債についても貸付および預金の性格を持つものは対象に含めるべきとの意見があった。その後、第7回勘定体系委員会(平成11年4月)において金融債と私募債をFISIMの対象に含める提案を行った。

②「金融債」を対象金融商品にしようとする理由

- 1) 預金の代替としての資金調達手段であること。
- 2) 預金と同様の性質である資金仲介機能(安全性サービスの提供)、貯蓄機能(貯蓄手段の提供、高い換金性)を有していること。
- 3) 自ら(発行機関)が決定する募集価格(発行価格)にて発行するため、価格コントロールが可能であること。

③「私募債」を対象金融商品にしようとする理由

- 1) 公募債と異なり、市場での発行ではないこと。
- 2) 私募債の価格決定は貸付と同じプロセスで決定されており、価格コントロールが可能であること。
- 3) なお、私募債に区分される地方債の縁故債のうち証券形式ものは、金融機関は貸出に分類しており、資金循環勘定上も同様に扱われている。

<社債及び地方債の分類>

発行形態		企業会計上
社債	公募社債	有価証券
	私募社債	有価証券
地方債	公募債	有価証券
	縁故債	証券形式 有価証券 証書形式 貸出

■検討事項

・私募債の形態としては、上表のうち、社債の私募債、地方債の縁故債が想定される。地方債の縁故債のうち、証券形式のものは金融機関は貸出に分類しており、資金循環勘定上も同様に扱っていること、また、地方債の縁故債のうち、証券形式のものは形式的には債券(会計上も)となるが、その価格形成は貸付と同様に決定されることから、縁故債については、貸付と同じ性質を有していると判断される。

・社債の私募債については、近年、銀行がアセットビジネスからフィービジネスへの転換を図るため、積極的に私募債の発行をアレンジし、機関投資家へ販売するケースも多くなってきており、この場合、発行価格の決定が公募債発行のプロセスと同様となり、保有会社(投資家)には価格決定権がない形となる場合もある。

(3)推計項目別の比較表

分配所得課

主体	商品						参照利率							輸出入
	預金	貸付	債券			M1 日本方式 (H15)	M2	M3	M4a	M4b	M4c	加重平 均方式		
			金融債	私募債	公募債									
金融仲介機関 証券会社 (日本独自)														
~海外~														
米国	○	×	○	○	○	○								
豪州	○	×	○	○	×	×		○						
カナダ	○	×	○	○	○	○		○						
EU(参照利率について、別紙参照)	○	×	○	○	×	×							○	

(注)米国、カナダは、株式以外の全ての債券を対象商品に含めている。

~日本~

試算1(93検討期)	○	○	○	○	○	○	×									
試算2(2000年度)	○	○	○	○	○	○	×							○		△
試算2-2(2000年度)	○	○	○	○	×	×	×							○		△
試算3(2001年度)	○	○	○	○	○	×	×			○						
試算4(2002年度)	○	○	○	○	○	○	×									
試算5 EU準拠(2003年度)	○	○	○	○	○	×	×			○						△

(注)試算5の対象商品に私募債が含まれていないが、これは、概念上含めるべきと考えているものの、データ上の制約により試算の対象に含めていない。

試算5a(16年度方式)	○	○	○	○	○	○	×			○						
試算5b(16年度方式)												○				
試算5c(16年度方式)													○		○	△